

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書が取りまとめられる（内閣官房）…………… 1

◆ 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書が取りまとめられる（内閣官房）

平成30年5月31日、標記検討会は第7回を開催し、報告書を取りまとめました。報告書のポイントは次のとおりです。

【報告書のポイント】※（ ）内は報告書のページ

全保協事務局整理

- ・対象者（2、3、4ページ）：
市町村において「保育の必要性があると認定」された子ども。
- ・対象となるサービス（4ページ）：
 - ①幼稚園の預かり保育。
 - ②一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする。
（なお、企業主導型保育については、既に「新しい経済政策パッケージ」において無償化が決定されている〔「新しい経済政策パッケージ」2-8ページ参照。〕）
- ・無償化の上限（4、5ページ）：
月額3.7万円（住民税非課税世帯の0～2歳児は月額4.2万円）。
幼稚園の預かり保育は、幼稚園の上限月額2.57万円を含めて3.7万円まで。
月額3.7万円の範囲内であれば、認可外の複数サービスの利用可。

- ・無償化の実施方法（5 ページ）：
利用者の申請に基づき、一括して精算できる償還払いを原則。
- ・実費徴収の扱い（5 ページ）：
通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象から除くことを原則。
- ・質の確保・向上（3、5、6 ページ）：
認可外保育施設の届出を義務化し、都道府県等の指導監督の対象とする。
事業所内保育を新たに届出義務の対象とする。
幼稚園の預かり保育に、幼稚園型認定こども園の一時預かり事業と同様の基準を設ける。
- ・実施時期（6 ページ）：
2019 年 10 月から全面的に無償化措置を実施することを検討すべき。
（当初、2019 年 4 月から一部をスタートし、2020 年 4 月から全面的に実施することとされていた。消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、認可、認可外を問わず、2019 年 10 月から全面的に実施すべき。）

本会は、保育三団体協議会において協同して、本検討会のヒアリングにおいて意見表明を行いました（平成 30 年 3 月 9 日の第 3 回検討会。本ニュースNo.17-42〔平成 30 年 3 月 12 日号〕にて既報）。

その中で強く主張した、幼児教育の無償化後における自治体独自の財源のあり方について、報告書では「今般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことなく、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用することを求める」（報告書の 6～7 ページ）と記載されました。

詳細は、別添資料をご参照ください。

※内閣官房ホームページ

内閣官房トップページ>政策課題>幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mushouka/index.html